

豪商のまち松阪観光交流センター条例

(設置)

第1条 松阪市は、市民に松阪の歴史・文化の特性を学ぶ機会を提供し、あわせて地域の観光資源の情報発信や紹介を行うことで、市民及び観光客の交流の促進と地域経済の活性化に寄与するため、観光・文化総合ガイダンス施設として、次の施設を設置する。

名称 豪商のまち松阪観光交流センター

位置 松阪市魚町1658番地3

(事業)

第2条 豪商のまち松阪観光交流センター（以下「観光交流センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域の文化財等の観光資源の情報収集とガイダンス及び展示
- (2) 地域の物販・飲食・宿泊に関する情報収集とガイダンス及び販売
- (3) 観光客等の誘致・宣伝
- (4) 観光資源を活用した地域と観光客等の交流促進
- (5) 観光交流センターの施設及び設備の維持管理
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要があると認める事業

(休館日)

第3条 観光交流センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に定めることができる。

- (1) 月曜日。ただし、当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日
- (2) 12月30日から翌年1月2日まで

(開館時間)

第4条 観光交流センターの開館時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(入館料及び観覧料等)

第5条 観光交流センターの入館料は、無料とする。

- 2 市長は、特別の事業を実施するときは、その期間に限り、観覧料その他の当該事業に関する料金（以下「観覧料等」という。）を徴収することができる。
- 3 観覧料等は、前項の事業の内容を考慮して、その都度市長が定めるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、学齢に達しない者については、観覧料等を徴収しない。

(入館の制限)

第6条 市長は、入館者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、又は退館を命じることができる。

- (1) 公の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (3) 施設等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (4) その他管理上支障を来すおそれがあると認めるとき。

(損害賠償)

第7条 入館者は、自己の責めに帰すべき理由により観光交流センターの建物、設備、展示資料等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第8条 観光交流センターの管理は、松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年松阪市条例第9号）第6条第1項の規定に基づき市長が指定する者（以下「指定管理者」と

いう。)に、観光交流センターの管理に関する事業のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 第2条に規定する事業に関すること。
- (2) 観光交流センターの利用及び利用料金に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市長は、指定管理者に観覧等に係る料金を利用料金として当該指定管理者の収入として收受させるものとする。
- (2) 第3条及び第4条中「市長が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第5条中「入館料」とあるのは「入館に係る料金」と、「観覧料」とあるのは「観覧に係る料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「徴収」とあるのは「收受」と、第6条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えて、これらの規定を適用する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則 (平成30年12月19日条例第60号)

この条例は、公布の日から施行する。